

追加型株式投資信託 / 国際株式型 (一般型)

ラッセル世界環境

テクノロジー・ファンド

Save us.

## 環境フラッシュ Vol.23

2009年3月5日

### < トピックス >

- ◆ 太陽電池はまた昇る 出荷量36%増 ..... 2頁
- ◆ 家庭や企業の太陽光発電 電力購入価格2倍に ..... 2頁
- ◆ 米で自然エネルギー参入 ..... 3頁
- ◆ 思わぬ追い風 「ポスト京都」の枠組み交渉 ..... 4頁

### < キーワード >

- ◆ 基準年 ..... 4頁

「投資信託説明書(交付目論見書)」のご請求・お申込みは

**大和証券**

Daiwa Securities

商号等 : 大和証券株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号  
加入協会: 日本証券業協会  
社団法人日本証券投資顧問業協会  
社団法人金融先物取引業協会

設定・運用は

**ラッセル・インベストメント株式会社**

商号等 : ラッセル・インベストメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第196号  
加入協会: 社団法人投資信託協会  
社団法人日本証券投資顧問業協会  
日本証券業協会

# ラッセル世界環境テクノロジー・ファンド

環境フラッシュ Vol.23

2009年3月5日

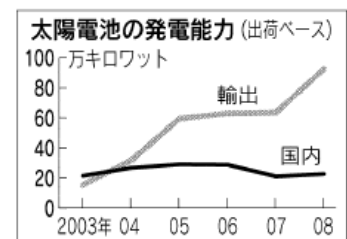
## ◆ 太陽電池はまた昇る 出荷量36%増

太陽光発電協会は2008年の太陽電池の出荷量が前年に比べて36%増えたとの調査をまとめました。国内17社の出荷データをまとめたものです。

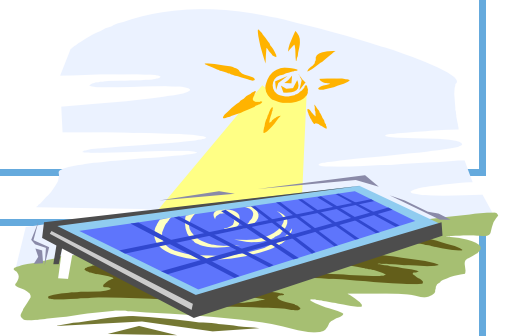
輸出が出力ベースで92万5千キロワットと前年に比べて46%伸び、全体をけん引しました。国内出荷も7%増の22万5700キロワットと増加に転じました。2009年は政府などの導入補助制度が追い風となり、さらに拡大しそうです。

2007年は原料シリコンの供給不足で、生産量を落としたメーカーがありました。2008年は供給量が回復したため生産量が増えました。輸出のうち欧州向けが7割強を占めており、依然として最大の市場になっています。ただ、年後半になって景気後退の影響を受けて、伸び率は鈍化してきています。

国内では政府の家庭用太陽光発電装置への導入補助が2009年から復活します。国だけでなく、東京都など自治体の導入補助制度も拡大します。2009年は国内市場の拡大に勢いがつきそうです。



(2009年2月22日付日本経済新聞を基にラッセル・インベストメントが作成)



## ◆ 家庭や企業の太陽光発電 電力購入価格2倍に

経済産業省は太陽光発電の普及を促すための新たな制度の導入に入ります。家庭や企業が太陽光で発電した電力を、電力会社が約10年の間、当初は従来の2倍程度の1キロワット時あたり50円弱で買い取る仕組みです。今後、具体的な制度設計に向け、関係業界などと調整を進めます。電力やガス、石油各社に非化石燃料の導入を義務付ける新法に盛り込み、今国会に提出し、2010年にも実施する予定です。

同制度は太陽光発電の促進に向け、ドイツなど欧州諸国が採用しています。政府は昨年、太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年に40倍にする目標を決めました。今年1月には、家庭向けの標準的な機器を約一割安く買えるようにする補助金制度を開始しました。補助額は一世帯当たり21万から25万円です。

新制度導入で太陽光発電の普及に弾みをつけ、太陽光発電産業の育成につなげたい考えです。

(2009年2月24日付日本経済新聞を基にラッセル・インベストメントが作成)

# ラッセル世界環境テクノロジー・ファンド

環境フラッシュ Vol.23

2009年3月5日

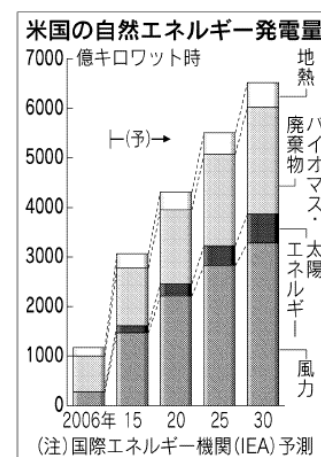
## ◆ 米で自然エネルギー参入

日本の大手企業が米国の自然エネルギー市場に相次ぎ参入します。東京電力は太陽光発電所を建設、昭和シェル石油は6月にも太陽電池の販売を始めます。風力発電では三菱重工業が米向け設備を国内で増産します。

### <大規模な財政支出で自然エネルギー市場拡大>

米国ではオバマ政権が環境分野で新たな需要や雇用を創出するグリーン・ニューディール政策を推進、大規模な財政支出で自然エネルギー市場の拡大が見込まれています。

政策転換を好機ととらえ、日本企業が強みを持つ環境技術で市場開拓を急ぎます。



### <企業各社、環境技術で事業展開>

東京電力子会社のユーラスエナジーホールディングス(東京・港)はカリフォルニア州に出力1000キロワットの太陽光発電所を建設します。ユーラス社は米国ですでに風力発電を手掛けていて、太陽光発電への優遇措置が今後拡大すると判断、太陽光と風力の両建てで事業を拡大します。また、テキサス州など米中部でも太陽光発電事業を展開する方針です。

昭和シェル石油は6月までに米国で太陽電池の販売網を整備し、宮崎県に建設中の新工場から輸出します。

三洋電機は北米向け組み立て拠点であるメキシコ工場の年産能力を2.5倍の5万キロワットに増強。カリフォルニア州には販売会社を設立します。

風力発電機を製造する三菱重工業は米国での需要増を見込み、2009年度中にも国内の年産能力を三割増の160万キロワットに引き上げます。増産は部品などへの波及が大きく、国内雇用の下支え効果を期待できそうです。

### <米、環境エネルギー分野へ約3兆5千億円投資>

17日成立の米景気対策法では環境・エネルギー分野への380億ドル(約3兆5千億円)の投資や、民間の投資を促すための減税枠200億ドルの設定も決まりました。国際エネルギー機関(IEA)によると、米国の総発電量に占める自然エネルギー(水力を除く)の比率は2006年で3%弱。2015年には自然エネルギー発電量は2.6倍、比率も7%弱に高まる見通しです。

グリーン・ニューディール政策\*は自然エネルギー以外の分野でも日本企業に恩恵をもたらす可能性が高いです。日本電産は米自動車大手から電気自動車用モーターの開発要請が強まっているのを受け、車載モーターの開発技術者を3年以内に2000人に倍増する方針です。

日本でも国が太陽光発電向けの補助制度を創設するなど普及への具体策が出てきましたが、米国に比べると規模や迅速さで迫力不足は否めません。政府による景気対策の遅れが今後も続き、自然エネルギーへの家庭や企業の支出が増えなければ、環境分野でも輸出依存が高まる懸念があります。

(2009年2月21日付日本経済新聞を基にラッセル・インベストメントが作成)

\*グリーン・ニューディール政策については環境フラッシュVol.19を参照

# ラッセル世界環境テクノロジー・ファンド

環境フラッシュ Vol.23

2009年3月5日

## ◆ 思わぬ追い風 「ポスト京都」の枠組み交渉

オバマ米大統領が2010会計年度の予算方針に温暖化ガスの排出量を「2020年までに2005年比14%削減する」と盛り込んだことについて、日本政府内で歓迎の声が上がっています。排出削減の「基準年」(キーワード参照)を京都議定書の1990年から変えたからです。基準年をいつにするかは2013年以降の国際的枠組み(ポスト京都議定書)交渉の焦点となっています。日本も変更を求めていますので、思わぬ追い風になりそうです。

### <米政権、温暖化対策で「05年比」目標>

「良いことだ。今後の交渉でも日米で協力していきたい」。経済産業省幹部は27日、米政権の方針を歓迎し、交渉での共闘に期待を示しました。環境省関係者も「米国も本気で交渉を考え始めた」と分析しました。

オバマ米大統領は選挙公約などで「2020年までに1990年水準に抑制する」との発言をしてきました。実は「1990年並みに抑制」と「2005年比14%減」の間で、削減する量の差は10億トン弱とほとんど変わりません。交渉で基準年が関心を集めるのはこの「数字のマジック」(経済産業省)があるためです。基準年によって「%」で示す削減幅は大きく変わってしまいます。

日本は1990年までに欧米に比べて省エネが大幅に進んでいたため、1990年という基準年は不利という思いがあります。「見かけ上の数値だけで温暖化対策に消極的と言われるのはたまらない」(交渉担当者)というわけです。日本はポスト京都交渉でも、議定書の基準年を変えて公平性を確保する提案を国連事務局に提出。カナダやオーストラリアも同様の考えとみられます。

一方、欧州連合と、中国やインドなど新興・途上国は「様々な研究で1990年が浸透している」との理由で基準年変更には否定的です。

交渉は参加約190カ国・地域のうち途上国が150国を占めるため、「流れはすぐには変わらない」との見方は多いです。それでも大きな影響力を持つ米政府の変化が、交渉に一定の影響を与えるのは確実と見られています。

(2009年2月28日付日本経済新聞を基にラッセル・インベストメントが作成)



### キーワード “基準年”

温暖化ガス排出量の増減を比較する基点になる年を「基準年」とよんでいます。

京都議定書を締結した先進国は、「基準年」の温暖化ガス排出量を基に、2008年から2012年(第一約束期間)の間に原則1990年と比べ、年平均の排出量をどの程度排出を減らすかを定めています。

その後も国連専門機関の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)などで1990年が採用され、研究や交渉で幅広く使われるようになりました。研究や交渉で幅広く使われるようになっています。



# ラッセル世界環境テクノロジー・ファンド

## ファンドの特色

日本を含む世界各国の環境テクノロジー関連株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

1. 持続可能な成長に欠かせない環境テクノロジーに注目し、今後成長が期待される環境関連企業などに投資します。
2. ラッセルが世界中から厳選した各運用会社が、それぞれの持ち味を活かして運用します。

## 当ファンドのリスク

### 1. 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### 2. 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### 3. 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の解約申込みがあった場合、組入株式を売却することで解約金額の手当てを行いますが、市場規模や市況動向によっては当該売却が市場実勢を下げ、期待される価格で売却できないこともあり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### 4. 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### 5. カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

### 6. 市場動向と乖離するリスク

設定時、償還時、大量設定・解約時、市況の大きな変動時などにおいて、当ファンドの基準価額の変動が、市場の変動と大きく乖離する可能性があります。

※上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

## <ご換金等に際しての留意点>

■取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、当ファンドのお買付けおよびご換金の申込みの各受付を中止すること、ならびに既に受付けたお買付けおよびご換金の各受付を取消す場合があります。

■ご換金の申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

■当ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口のご換金について、当ファンドの純資産総額や市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、ご換金の金額に制限を設ける場合があります。

# ラッセル世界環境テクノロジー・ファンド

## お客さまにご負担いただく費用

当ファンドのご購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

### ■直接ご負担いただく費用

#### ●お買付時の申込手数料

申込金額に下記の手数料率を乗じて得た額とします。

申込金額:(申込受付日の翌営業日の基準価額/1万口)×申込口数

| お買付時の申込金額      | 手数料率(税込) |
|----------------|----------|
| 1,000万円未満      | 3.150%   |
| 1,000万円以上5億円未満 | 2.100%   |
| 5億円以上10億円未満    | 1.050%   |
| 10億円以上         | 0.525%   |

※償還乗換え等の場合には、償還金等の額の範囲内で取得する口数について上記手数料を無料とさせていただきます。

#### ●換金(解約)手数料／ありません。

#### ●信託財産留保額／ありません。

\*当該手数料等の合計額については、当ファンドを保有されている期間等に応じて異なりますので、記載することができません。

### ■保有期間中に間接的にご負担いただく費用

#### ●信託報酬

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当ファンドの純資産総額に年1.995%(税込)の率を乗じて得た額とします。  
※当ファンドで採用する各外部委託運用会社に対する報酬は、委託会社が受取る信託報酬の中にすべて含まれます。

#### ●諸費用

当ファンドの監査費用、目論見書の作成費用、運用報告書の作成費用等について、当ファンドの純資産総額の年0.105%(税込)を上限として、信託財産から支払うことができます。

#### ●その他費用

組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、信託事務の処理に要する諸費用、先物・オプション取引等に要する費用等について、信託財産から支払われます。

※その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。

## お申込みメモ

#### ●お買付単位

10万円以上1円単位※または10万口以上1口単位

※申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含めて10万円以上1円単位でお申込みいただけます。

#### ●お買付価額

お申込受付日の翌営業日の基準価額

#### ●お買付け・ご換金

お買付けおよびご換金のお申込みの受付は、午後3時(年末年始等の半日営業日においては午前11時)までとさせていただきます。この時刻を過ぎてのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する場合には、販売会社の営業日であってもお買付けおよびご換金のお申込みの受付は行いません。

#### ●信託期間

原則として、無期限

※設定日から1年経過後、当ファンドの純資産総額が100億円を下回った場合等には、繰上償還することがあります。

#### ●決算および収益分配

毎決算時(毎年3、9月の各10日、当該日が休業日の場合は翌営業日)に、収益分配方針に基づき分配します。ただし、基準価額の水準や市況動向等によっては、分配を行わないことがあります。なお、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。

##### 《分配金再投資コース》

収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

##### 《分配金支払いコース》

収益分配金は税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

■当資料はラッセル・インベストメント株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当ファンドのお買付けの申込みにあたっては、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」を販売会社でお受取りになり、内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。■当資料は、当社が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、その情報の正確性や完全性についてこれを保証するものではありません。■当資料の中で掲載されている数値・データ等は過去の実績であり、将来の投資成果や市況動向等を保証するものではありません。■当資料の中で掲載されているコメント等は当資料作成時点でのものであり、将来の投資成果や市況動向等を保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。■当ファンドは、主に日本を含む世界各国の株式など値動きのある証券に投資しますので、組入株式等の価格の下落ならびにそれらの発行会社の財務状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、これらに加え外貨建資産を投資対象としますので、為替の変動により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属します。■当ファンドは、預金、保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。■金融商品取引業者以外でご購入頂いた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。